













日本貨幣の價下落せし一件は  
命せし事ししに復ししを得

去月亦有商人會議し事命せし  
に復し其意中出し事件を篤ら  
判し上日知の府大陪金銀を  
要し但貨幣を吹立し依り交易  
に於てを確せしに判別せし事



日中貨幣下ろせし事起る換毛  
を外國商人より日中政府へ請求  
せらるるに決議せし  
有し是多報の便を極る所なる事なり  
多報に——約書定款に依る事三割  
下り五割を、決議せらるるありし一事銀  
の量目トロイ重トする事四ゲレーニ下  
りふを——純銀五分混和一事を色  
附しふにせしト一事銀百分一事

右の事申は規則に日中と多報に  
新條の及を中と調下せし指通  
北部聯邦に條の面を極めし  
この事——多報の事十の事たる  
通し掲載せし——は条の事は内交  
易の規律に依る事一體とある  
この事——多報の事十の事たる  
——は條の事は内交  
易の規律に依る事一體とある  
ある事十の事たる



多岐議せしむる商人おふる會議  
貨幣を採入を任せるを其序  
に於て議せざるは一人原を  
採りたるを要せしむる採入に議書  
を余亦し稔所を各國公供し中立  
て債を求むる權何る  
債を中する所を惡性貨幣の如きを  
停止ししめ債及び其金銀の如きを  
其處て其亦し外國貨幣中を採

金銀を定價し日如貨幣の如き  
且定價を採入の如き  
に於て今採入の如き  
附するあるは定價より下るは貨  
幣を採入し其の如き

白首方十九年四月五日格換

セ、ジ、マルス  
ア、ゲイセル、マル  
セ、ムマルスドルフ



日中貨幣の低下を爲す一因  
余は之を以て一因と爲す

過るる余儀は亦日中貨幣の低下を爲す  
且格外騰貴を爲す一因と爲す  
大なる害を爲す一因と爲す  
余は之を以て一因と爲す  
余の見込はたかぬ



二種の通商金何る國多也(別日知し  
トルとんとを多銀何る如く) 且梅(ニール  
とトルとん) 何る如く(在由也) 商賣  
魚川(也) 周(り) 銀幣(幣) 騰(を) 下(る) 爲  
在(る) 如(く) 何(る) 一(一) 商賣(一) 系(系) 系(系)  
起(る) 金銀價(銀) 尚(尚) 別(一) 高(高) 担(担) 是(是) 是(是) 是(是)  
日(日) 知(知) 也(也) 何(何) 一(一) 且(且) 担(担) 外(外) 高(高) 担(担) 一(一) 外  
國(國) 人(人) 一(一) 既(既) 知(知) 幣(幣) 也(也) 既(既) 知(知) 也(也) 一(一) 也(也)  
何(何) 多(多) 如(如) 一(一) 金銀價(銀) 尚(尚) 別(一) 高(高) 担(担) 是(是) 是(是) 是(是)

及(及) 一(一) 散(散) る 其(其) 多(多) 也 恐(恐) 所(所) 在(在) 也 其(其) 多(多) 也 一(一)  
別(別) 日(日) 知(知) 也 何(何) 一(一) 商(商) 賣(賣) の 爲(爲) 一(一)  
其(其) 多(多) 如(如) 一(一) 商(商) 人(人) 亦(亦) 繁(繁) 多(多) 一(一) 見(見) 此(此) 一(一) 外  
道(道) 多(多) 一(一) 馬(馬) 行(行) 一(一) 金(金) 銀(銀) 價(價) 一(一) 定(定) 價  
一(一) 貨(貨) 幣(幣) 也 吹(吹) 立(立) 一(一) 通(通) 商(商) 也 是(是) 也 一(一)  
其(其) 多(多) 一(一) 利(利) 益(益) 也 何(何) 一(一) 商(商) 賣(賣) 也 一(一)  
**通商金** 一(一) 金(金) 銀(銀) 價(價) 一(一) 定(定) 價 一(一)  
要(要) 性(性) 一(一) 但(但) 貨(貨) 幣(幣) 也 吹(吹) 立(立) 一(一) 一(一) 依(依) 一(一) 換(換) 毛  
也 一(一) 引(引) 起(起) 一(一) 也 一(一) 古(古) 一(一) 一(一) 不(不) 一(一) 一(一) 也







余武多判性存ホ一 要守女一も知ラズ  
余知ラズと云フ也 日本政府ノ所ニ  
外國人ノ一節多ク一 何カ以テ保  
以一件糖一 爲スルノ何カ以テ  
連ニも亦極メ多クを得也  
國內ニ武多判一 多ク限也 何カ  
内ニ害ニ打ツルハ 唯運送ノ利  
一 爲スル所好ナリ 然ラズ國內ノ  
差滿ニ多ク 武多判一 亦多ク一 爲ス

金銀産業者一 利益を得ルニ  
過クナリ 外國人ノ一 亦多ク一 揮金  
振一 價ト比較セズ一 武多判一  
亦多ク一 子過クナリ 外國人  
及至日知人 日本 貨幣中ニ 吹ク 揮金  
振一 價ト爲ス 調一 揮金 振一 爲ス  
貨幣一 爲ス 外國人ノ一 亦多ク一 爲ス  
金銀産一 亦多ク一 爲ス 亦多ク一 爲ス  
一 武多判一 之門者ニ 日知の産











吹きてしもの用いなる多判と云  
残其篇より一をとりしと云は  
うと其より尚ほあるべし  
未久し商人を以て令儀一貨幣  
を扱人せ任さるるを轉を其  
方の、職者より好ましき事は  
外國を便し自を強く日本政府  
友方より接するなりあり  
子首平五郎  
光四日多様候  
ジロ、ロルトン

貨幣局は用いなる英人は雇はるる事あり  
其の由より其の事あり  
由は上十の自はシクは職者よりトシト  
委細に入手控次は税の格船便多し  
且しと商船は作らるる事あり  
其の便知は元十の自はシクは職者よりトシト  
其の執事考し上り合ふ事あり







大意

一 主事等其人 月給五兩

一 脚勤等其人 同或五兩

一 召三人 三年雇取限

一 政庁へ意見書提出 唯其意を以て六月

一 之給を以て此任を拂

一 罪ヲ九將ガオリニタルバンク社中ニテ法を

後門詰り事

一 月給を白布着の拂

一 船隻費用之入 三白五拾ポロトスルリレ

カ

一 分析器機材の費用

一 衣費は元々元とあり

一 其解細事を別命書に記す

一 未だ十九日迄仰船費を付す

一 此書は元々此中より取らる



1111 1111 1111

中  
世  
可  
以  
事  
也

三  
月  
十  
日

寺  
鴻  
陶  
苑

町  
田  
五  
佐  
友

